

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 8 月 10 日 (火曜日)

定期 第 230 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ		
○告示		ンター)	442
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境農政・大気水質課)	441	公共測量の実施通知 (3件) (県土整備・建設業課)	442
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境農政・大気水質課)	441	公共測量の終了通知 (県土整備・建設業課)	442
保安林子定森林にする旨の通知 (環境農政・水源環境保全課)	441	地籍調査に関する令和3年度事業計画の変更 (県土整備・技術管理課)	443
○公告		開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	443
神奈川県土地利用基本計画の変更の要旨 (政策・土地水資源対策課)	442	横浜市金沢区地先の漁場使用制限 (海区漁業調整委員会)	444
土地改良区役員退任届出 (2件) (県中央地域県政総合センター)		○入札公告	
		落札者等の公告 (総務・総務室)	445
		落札者等の公告 (警察・会計課)	445

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外に入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第519号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 要措置区域

伊勢原市上粕屋字南ノ引768番2及び板戸字大原62番の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第520号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 3 年 8 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 形質変更時要届出区域

伊勢原市上粕屋字南ノ引768番2及び板戸字大原62番の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第521号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように森林を保安林子定森林にする旨の通知があった。

令和 3 年 8 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林子定森林の所在場所

相模原市緑区青山字大岩3,674地先・3,675地先・3,677地先 (以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)、3,636、3,648の3、3,674地先 (次の図に示す部分に限る。)、3,675、3,677、3,674地先・3,677地先 (以上2筆地先について、次の図に示す部分に限る。)、3,678 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

この公報は再生紙を使用しています

発行
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一
印 刷
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八